

第三次長野市 教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度

令和4年4月
長野市
長野市教育委員会

第三次長野市教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度

目 次

はじめに

第1章 計画策定の基本的な考え方

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の期間 | 2 |
| 3 計画の位置付け | 2 |

第2章 基本方針

| | |
|---------------------|---|
| 1 長野市教育の基本理念 | 4 |
| 2 本市の教育を取り巻く社会情勢と課題 | 4 |
| 3 SDGs の推進 | 5 |
| 4 計画の管理と評価 | 7 |
| 5 長野市教育施策の基本的方向 | 8 |
| 6 教育振興基本計画の施策体系 | 9 |

第3章 基本計画

| | |
|---------------------------|----|
| 基本的方向1 生きる力を育成する学校づくりの推進 | 10 |
| 基本的方向2 共に学び合い育ち合う地域づくりの推進 | 22 |
| 基本的方向3 生涯学習と社会参画の環境づくりの推進 | 26 |

資 料

はじめに

教育基本法第17条第2項に基づき、平成29年度に策定した第二次長野市教育振興基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、新たに令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とする「第三次長野市教育振興基本計画」を策定しました。

また、この計画は、総合教育会議での意見等を踏まえ、地方公共団体の長が地域の実情に応じて定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としています。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、家族の多様化、地域社会の変容など教育を取り巻く社会的背景が変化し、ＩＣＴの普及を始めとする高度情報化が急速に進む一方、子どもの貧困問題や社会からの孤立などの課題が顕在化しています。また、昨今の自然災害や新型コロナウイルス感染症は、社会全体に大きな影響を及ぼし、教育現場においても、学びの保障、子どもたちの心のケアなど、迅速かつ柔軟な対応が必要となりました。

このような予測困難な時代において、行政や学校だけでは対応できない複雑化・多様化した教育課題が増加し、家庭、地域、学校など各主体が個々に活動するだけでは解決することが困難な状況にあります。それぞれの主体が協働し、ＳＤＧｓが掲げる「誰一人取り残すことなく」学び支え合う持続可能な社会を創るとともに、「人生100年時代」を見据えた学びの環境づくり、一人一人が豊かな人生を送ることができる社会の構築が求められています。

これらのことから、第三次教育振興基本計画では「協働」をキーワードとした取組を積極的に推進することで「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」を目指し、基本的方向を次のとおりとしました。

- ・生きる力を育成する学校づくりの推進
- ・共に学び合い育ち合う地域づくりの推進
- ・生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

本計画では、この基本的方向に沿って今後5年間に取り組む基本施策及び施策を体系的に定めており、各施策の目指す内容の実現に向け、教育委員会だけでなく市長部局と十分に連携を図って取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力をいただきました長野市教育振興基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を頂戴いたしました関係の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年4月

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

長野市では、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を踏まえながら、本市の教育の基本的な方針や講すべき施策について、平成24年度から28年度を計画期間とする「長野市教育振興基本計画」、平成29年度から令和3年度を計画期間とする「第二次長野市教育振興基本計画」を策定してきました。

また、平成26年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置すること、地方公共団体の長が地域の実情に応じて「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが定めされました。本市の「大綱」は、長野市総合教育会議においてその意見等を踏まえ、長野市教育振興基本計画をもって代え、第二次計画も同様に「大綱」として策定しました。

本計画についても、長野市総合教育会議での意見等を踏まえ第二次計画に引き続き長野市長が定める「大綱」として策定するものです。

2 計画の期間

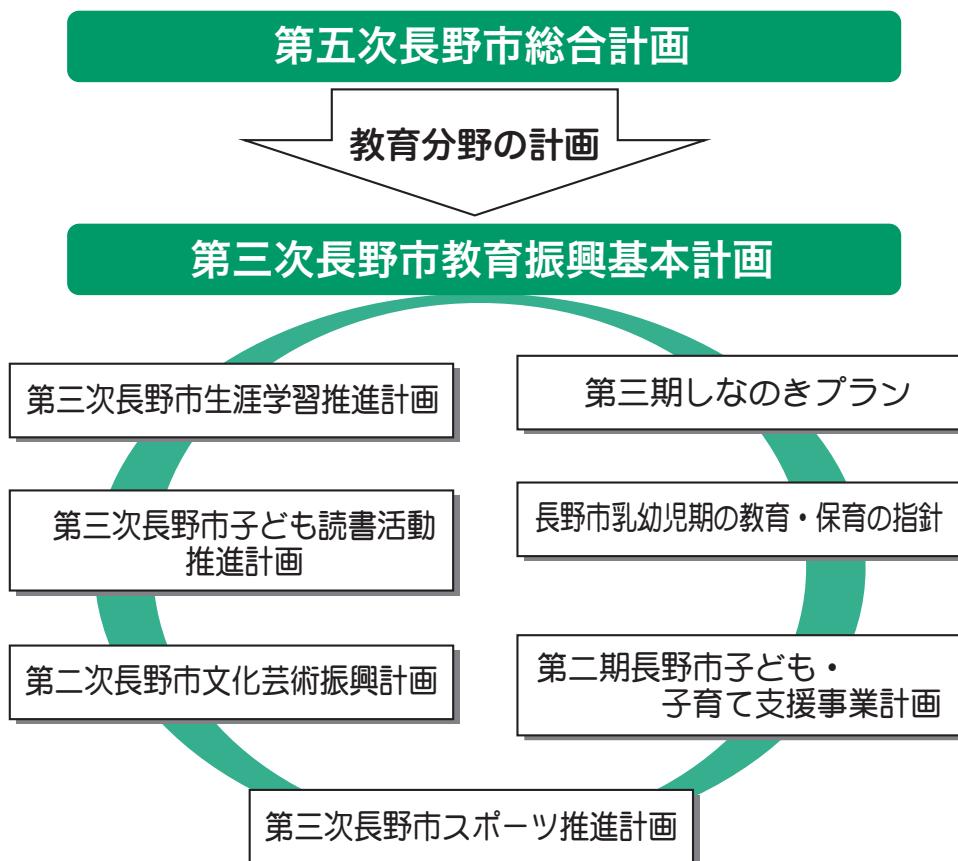
この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付け、第二次計画に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とします。

また、この計画は、第五次長野市総合計画と整合した教育分野の計画としても位置付け、関連する個別分野計画等との整合を図ります。

第三次長野市教育振興基本計画と関連する主な計画等



第2章 基本方針

1 長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

これは、教育の根底に流れる基本理念として、昭和62年5月に定められ平成23年12月に一部改定された「長野市教育大綱」が、学校教育を中心に引継がれてきたものです。

平成26年6月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに地方公共団体の長が教育等の振興に関する施策の「大綱」を策定することが定めされました。前章で述べたとおり、本計画がこの「大綱」とされたことから、それまでの「長野市教育大綱」は「長野市教育の基本理念」として位置付け、この理念の実現を目指す計画とするものです。

2 本市の教育を取り巻く社会情勢と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少傾向が続いている。

本市の人口も、平成12（2000）年387,911人をピークに減少に転じてからは、この先も減少傾向が続く推計となっています。また、人口の年齢構造は、より一層の少子高齢化の進行が見込まれています。

そこで、少子化に対応した多様性ある集団の中で学び合える「子どもが主役」の豊かな学習環境づくりを進め、子どもたちの学びの保障を推進していく必要があります。

また、「人生100年時代」を迎える、生涯において主体的に学び続け、一人一人が豊かな人生を送ることができるような社会の体制を構築していくことが求められています。

(2) 技術革新の進展

Society 5.0^(注:7頁①) 時代において、ICT（情報通信技術）^(注:7頁②) の普及を始めとした急速な技術革新の進展は、社会活動を活発にし、生活の質を豊かにする可能性を秘めていますが、他者との新たな繋がりや豊かな未来を創造していくためには、一人一人がそれらを正しく理解し、適切に活用する能力を身に付けていく必要があります。

ICTを活用し子どもたちの多様な個性に応じた「個別最適な学び」と多様な他者との「協働的な学び」を一体的に推進していくことで、自ら課題を見つけ、学ぶ、自立した学習者を育成していくことが求められています。

(3) 家族の多様化と地域社会の変容

共働き世帯の増加や核家族化の進展により家庭のあり方が多様化し、地域社会もそれに伴い大きく変容してきています。

また、教育を取り巻く環境の変化により、経済的格差による子どもの貧困問題や社会からの孤立化など、様々な問題を抱える子どもたちに対する支援を早急に講じていくことが必要となっています。

全ての子どもたちの個性を尊重し、互いに認め合える社会を実現していくことが求められています。

(4) 「協働」を通じた「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」

教育を取り巻く社会的背景が大きく変わり、顕在化する課題が複雑化・多様化してきています。また、近年の自然災害や新型コロナウィルス感染症の拡大など、予測困難な時代が到来しています。

このような中、行政や学校だけでは対応できない様々な教育課題が増えてきており、家庭、地域、学校など各主体が個々に活動するだけでは課題解決を行うことが困難な状況にあります。前例がなく唯一の答えがない中で、立場や見解の相違を前提としながら、多様な主体（家庭、地域、教育・保育施設、学校、事業所、団体・機関など）と協働し、SDGsが掲げる「誰一人取り残すことなく」学び支え合う、持続可能な社会を創っていくことが求められています。

そこで、第三次教育振興基本計画では、「協働」をキーワードとした取組を積極的に推進することで、長野市教育の基本理念である「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」を目指していきます。

3 SDGsの推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指すための令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標の達成により、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、包括的な社会の実現を目指しています。

長野市では、その趣旨を理解し、令和3年5月にSDGsの17の目標と紐づけられた評価軸で選定された「SDGs未来都市」^(注:7頁③)となりました。「SDGs未来都市」は、「環境モデル都市」^(注:7頁④)や「環境未来都市」^(注:7頁⑤)に加えて、地方創生につながる「自治体SDGs」^(注:7頁⑥)として、地域のステークホルダー^(注:7頁⑦)と連携し、SDGs達成に向けて戦略的に取り組む地域・都市として選定されたものです。

なお、持続可能な社会の創り手を育む教育としてESD^(注:7頁⑧)があり、ESDはSDGsの17の目標の一つである「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。」という部分に位置付けられています。

「SDGs未来都市」である長野市においても、学習者を中心とした主体的な学びの機会の充実、多様な主体との「協働」を通じた教育実践によって、これらの目標の達成を目指しています。

関連する主な目標

| 目 標 | 内 容 | |
|--|---------------------------------------|--|
|  3 全ての人に健康と福祉を | 全ての人に健康と福祉を | あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進します。 |
|  4 質の高い教育をみんなに | 質の高い教育をみんなに | 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。 |
|  5 ジェンダー平等を実現しよう | ジェンダー平等を実現しよう | ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行います。 |
|  8 働きがいも経済成長も | 働きがいも経済成長も | 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進します。 |
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 強靭（レジリエント） ^(注:7頁⑨) なインフラ ^(注:7頁⑩) 構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。 |
|  10 人や国の不平等をなくそう | 人や国の不平等をなくそう | 各国内及び各国間の不平等を是正します。 |
|  11 住み続けられるまちづくりを | 住み続けられるまちづくりを | 包摂的で安全なかつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現します。 |
|  12 つくる責任つかう責任 | つくる責任つかう責任 | 持続可能な生産消費形態を確保します。 |
|  16 平和と公正をすべての人に | 平和と公正を全ての人に | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築します。 |
|  17 パートナーシップで目標を達成しよう | パートナーシップ ^(注:7頁⑪) で目標を達成しよう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化します。 |



4 計画の管理と評価

教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度点検・評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な施策を展開していきます。

点検・評価の結果については、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することで市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ります。

注　釈

- ① Society 5.0 : ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指す。生産・流通・販売、交通、健康、医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等を伴うデジタル技術やデータの利活用により実現する、豊かで暮らしやすい社会
- ② ICT : Information and Communication Technologyの略で情報通信技術のこと。情報処理・情報通信関連分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。ICT機器とは、プロジェクター、デジタルテレビ、教育用コンテンツ、実物投影機、パソコン、デジタルカメラなどの機器をいう。
- ③ SDGs 未来都市：「SDGs達成のため積極的に取り組む都市」として内閣府に選定された都市
- ④ 環境モデル都市：地域資源を最大限活用し、低炭素社会と持続可能な社会実現に向けて、高い目標を掲げて取り組む地域・都市
- ⑤ 環境未来都市：「環境」「社会」「経済」の三つの価値の創造と実現を目指し、取り組む地域・都市
- ⑥ 自治体SDGs：地域の様々なステークホルダーとの連携を軸とする全国の自治体によるSDGs達成に向けての取組
- ⑦ ステークホルダー：（企業などの）組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者
- ⑧ ESD : Education for Sustainable Developmentの略で、持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育
- ⑨ レジリエント：強靭(強くしなやかで粘りがある)で速やかに元の状態に回復する能力・性質のこと。
- ⑩ インフラ：公共的・公益的な設備や施設、構造物など。
- ⑪ パートナーシップ：協力関係、共同・提携すること。目標達成に向けあらゆる人が協力すること。

5 長野市教育施策の基本的方向

長野市教育の推進に当たっての基本的方向は、以下のとおりです。

- 1 生きる力を育成する学校づくりの推進
- 2 共に学び合い育ち合う地域づくりの推進
- 3 生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

＜基本的方向の考え方＞

1 生きる力を育成する学校づくりの推進

学校は、ひとつくりの場です。予測困難な時代の中、これまで取り組んできた「基礎学力の定着」や「子どもたちの実態や地域の特色を生かした学習」を更に充実させることで「自学自習の資質能力」の伸張を図ります。また、創造性や豊かな感性、たくましく生きるための健康・体力を育む、主体的で対話的な深い学びを通して、全ての子どもたちの知・徳・体を一体的にバランス良く育み、生きる力の育成を目指します。

特に、子どもたち一人一人がかけがえのない尊厳を持った個人として自立し、互いを認め合いながら学び合う包摂的な学校づくりを推進していきます。

そして、このような学びや学校づくりを推進していくために、教職員の資質・能力の向上を図る教職員研修を充実させていきます。

2 共に学び合い育ち合う地域づくりの推進

家庭は、豊かな情操を培う場です。家族の多様化に伴い、基本的な生活習慣を身に付け、社会生活における規範意識を醸成し、細やかな心のふれあいで「絆」を育んでいくことができるよう家庭の教育力の向上と、親と子が共に育ち合うことを支える地域づくりを推進していきます。

また、子どもたちの「心身の調和のとれた発達と自立」を目指して、保護者同士や、地域、学校、P T Aなど、様々な人々のつながりを深めながら、相互に協働し子どもたちの育ちと学びを支えていける地域づくりを目指します。

3 生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

生涯にわたって学び続けることは、心を豊かにし、自己を高めることにつながります。

「人生100年時代」において、世代を超えて市民一人一人が主体的に学びに挑戦し探求していく機会とその環境を整備・充実させていくことで、市民一人一人の学ぶ意欲に応えるとともに、その学びを生かして地域づくりに関わることのできる環境づくりを推進していきます。

現代社会に対応した多様な学びの機会の充実、地域における歴史文化等の継承、持続可能な社会の担い手を育成する機会の充実などを通じて、全ての人が尊重され心豊かな生活を送っていくことのできる住民主体の地域づくりを目指します。



6 教育振興基本計画の施策体系

キーワード：協 動

教育の基本的方向

今後5年間に取組む基本施策及び施策

基本施策1 学び続ける教職員の資質・能力の向上

- 1-1-1 教職員研修の充実
- 1-1-2 働き方改革の推進
- 1-1-3 社会に開かれた学校教育と個別最適化された学びの推進

基本施策2 発達段階に応じた教育の推進

- 1-2-1 乳幼児期の教育の充実
- 1-2-2 小・中学校の教育の充実
- 1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実
- 1-2-4 幼・保・小・中・高の連携の推進
- 1-2-5 家庭・地域・学校の協働の推進
- 1-2-6 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進

基本施策3 インクルーシブな学校づくりの推進

- 1-3-1 一人一人を大切にし互いを認め合う教育の推進
- 1-3-2 特別支援教育の充実
- 1-3-3 多様な子どもや家庭に対する支援の充実

基本施策4 安全・安心で健やかな成長を支える学習環境の整備

- 1-4-1 安全・安心な学習環境の整備
- 1-4-2 健康の保持・増進

基本的方向2

共に学び合い育ち合う 地域づくりの推進

基本施策1 協働を通じた教育力の向上

- 2-1-1 家庭の教育力の向上
- 2-1-2 地域の教育力の向上

基本施策2 協働を通じた地域づくりの推進

- 2-2-1 協働を通じた地域づくりの推進
- 2-2-2 放課後対策の充実

基本的方向3

生涯学習と社会参画の 環境づくりの推進

基本施策1 豊かな生活につながる生涯学習・社会参画の推進

- 3-1-1 人権尊重・男女共同参画の推進
- 3-1-2 多様なニーズに応じた学びの機会の保障
- 3-1-3 共に学び合う人・まちづくりの推進

基本施策2 学びを支える生涯学習環境の充実

- 3-2-1 生涯学習センター・市立公民館・市交流センターの機能の充実
- 3-2-2 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実

基本施策3 魅力あふれる歴史文化遺産の保存と活用

- 3-3-1 文化財の総合的把握と継承
- 3-3-2 文化財の保存・活用の推進

第3章 基本計画

基本的方向 ①

生きる力を育成する学校づくりの推進

基本施策1-1

学び続ける教職員の資質・能力の向上

中核市として教職員の研修権を有する長野市は、国の教育政策や県の施策の方向性を踏まえた独自のプログラムで教職員の研修を行い、指導に当たる教職員の資質・能力の向上に取り組んでいます。

地域社会との協働やICTの活用等により、社会に開かれた教育課程¹の実現や個別最適な学び²と協働的な学び³の一体的な充実を図り、全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育成していきます。

基本施策の目指す内容

児童生徒一人一人に対してきめ細かな教育を実践・指導できる専門性と指導力を備え、新たな教育課題やニーズに対して自ら学び続け変革していくような教職員の資質・能力の向上に取り組みます。

■ 施策1-1-1 教職員研修の充実

● 主な取組状況等

- 教職員の自主性や主体性を大切にしながら、キャリアステージに応じた資質・能力の向上を支援しています。
- 教育センター主催の研修講座の質を高めるとともに、各校のニーズに応じて指導主事が学校に直接出向いて行うスタイルの研修を増やしています。
- 教職員が校内で同僚と共に学び合うことができるよう、校内研修用の動画コンテンツの作成・配信に積極的に取り組んでいます。
- 教職員個人が様々な方法・場（教育センター研修講座、公開研究会、教育機関、教育諸団体、県外視察など）を通じた研修履歴を把握し、今後の研修計画に役立てるシステムを構築しています。

¹ 社会に開かれた教育課程：よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

² 個別最適な学び：自らの学習状況や興味・関心に応じ、主体的に学習を調整しながら行う学び

³ 協働的な学び：探究的な学習や体験活動を通じ、多様な他者と協働して行う学び

- ・どのような研修方法と内容が教職員の資質・能力の向上に寄与するか、不断の検証を続けています。

目指す内容

児童生徒の特性に応じた授業設計・改善や学校組織全体でカリキュラム・マネジメント⁴を行っていくことができる専門性と指導力の向上や、新たな教育課題やニーズに対応していくことができる資質・能力を向上させていくために、教職員研修の充実を図ります。

■ 施策1-1-2 働き方改革の推進

●主な取組状況等

- ・長時間勤務という働き方を改善し、全ての教室で質の高い授業を実現していくために、業務の削減や効率化・合理化を図るとともに、勤務時間を意識した働き方のための環境整備を進めています。
- ・学校と教職員が担うべき業務を明確にし、学校業務の外部化・分業化・協業化⁵を進める等、保護者や地域の皆様の理解と協力を得ながら、関係諸団体との連携・協働を推進しています。

目指す内容

児童生徒一人一人に対してきめ細かな教育を行っていくためには、教職員の専門性と実践的な指導力が不可欠となります。

効果的な教育活動を行っていくために、児童生徒と向き合う時間、教材研究の時間、教職員自身が自分のキャリアを展望する時間を確保するとともに、日々の生活の質を高めることで教職員一人一人の人間性や創造性を向上させていけるような学校における働き方改革を推進していきます。

■ 施策1-1-3 社会に開かれた学校教育と個別最適化された学びの推進

●主な取組状況等

- ・家庭、地域、事業所等との協働を通じて、教育活動の実施に必要な人的・物的体制を構築するなど、学校組織におけるカリキュラム・マネジメントの推進に向けた研修の充実を図っています。
- ・長野市教育センターに8つの研究委員会（キャリア教育、道徳教育、国語科教育、社会科教育、算数・数学科教育、理科教育、外国語活動・外国語科教育、学校体育・学校保健）を設置し、知・徳・体を一体的に育むためのカリキュラム・マネジメントや学びの質を高めるためのＩＣＴの効果的な活用について研究を推進し、その成果を積極的に発信・共有しています。

⁴ カリキュラム・マネジメント：「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、子ども・学校・地域の実態を適切に把握した上で編成した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

⁵ 外部化・分業化・協業化：これまで学校・教職員が担ってきた業務のうち、中心になって担うべき主体を他に移行したり、教職員以外の担い手を確保したりすることにより、学校・教職員に課されている過度な負担の軽減を図ること。

- ・1人1台端末の活用を通じて、児童生徒一人一人の学習履歴を把握し、学習指導や進路指導、授業改善等に生かせるようにします。
- ・小学校での教科担任制や中学校での学年担任制の導入等、校内体制の工夫により、一人の子どもに複数の教職員が関わることで、児童生徒の理解を深め、個に応じた指導や支援の充実につなげています。

目指す内容

家庭、地域、事業所等との協働やＩＣＴの効果的な活用を通じて、各学校のグランドデザイン（学校教育目標）の実現や個に応じた指導の充実を図っていけるような教職員研修を計画・実施します。

基本施策1-2

発達段階に応じた教育の推進

長野市の目指す「明日を拓く深く豊かな人間性」を育む教育の姿の実現に向けて、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進していきます。また、子どもたちの健やかな育ちのために、幼・保・小・中・高の学校種間の連携や家庭・地域・学校の協働を推進し、子どもたちの知・徳・体を一体的に育んでいきます。

基本施策の目指す内容

発達段階に応じたきめ細かな教育や、幼・保・小・中・高の学校種間の連携や家庭・地域・学校の協働を推進することで、思いやりや感動する心などの豊かな人間性を育み、意欲を持って主体的に学び行動する心身共に健やかな成長を支援します。

■ 施策1-2-1 乳幼児期の教育の充実

●主な取組状況等

- ・「学びの入口」として重要な乳幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性の視点を踏まえた「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に基づく取組を行っています。
- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育・保育について、家庭、地域、教育・保育施設、学校と連携・協働した取組を充実させています。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が、願う子どもの姿を共有しながらカリキュラムづくりに取り組んでいます。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園では、就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応し、幼児期の育ちや学びを小学校教育につなげるためのカリキュラムづくり（アプローチカリキュラム）を進めています。



- ・小学校では、子どもが幼稚園・保育所・認定こども園などで経験した遊びや生活を育ちや学びの基盤として、主体的に自己を発揮し新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムづくり（スタートカリキュラム）を進めています。
- ・子どもたちが、遊びを通じて運動の楽しさを味わい、運動能力を高めていくために、幼・保・小が連携して「運動と遊びのプログラム」に取り組んでいます。

目指す内容

家庭、地域、教育・保育施設と学校が連携し、乳幼児の興味・関心や発達段階に応じた適切な支援を行うことで、乳幼児の情緒の安定と心身の調和のとれた発達を図るとともに、創造性や表現力など人格形成の基礎となる感性を育み、社会性の育成を目指します。

■ 施策1-2-2 小・中学校の教育の充実

●主な取組状況等

- ・教育振興基本計画における学校教育分野を中心とした実施計画である「第三期しなのきプラン」⁶に沿って、全ての子どもが自ら問い合わせを持ち、自ら学びを進める「自学自習の資質能力」の伸張を支援するための取組を推進しています。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進していくことを目指し、1人1台端末等のICT機器や学習支援ソフトの効果的な活用を進めています。
- ・子どもの学力や体力の向上に向けて、標準学力検査（NRT）⁷、文部科学省及びスポーツ庁による全国調査⁸等の各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実に取り組んでいます。
- ・豊かな人権感覚や他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の一層の充実を図っています。
- ・広い視野から物事を考え、他者と協働して課題解決する力を育成するために、学校行事や総合的な学習の時間等において、地域と連携した学習や体験学習を積極的に取り入れるとともに、キャリア教育⁹、健康教育、環境教育等、各種教育の充実に取り組んでいます。
- ・「第三次長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進施策を進めています。

6 「しなのきプラン」：長野市の教育理念「明日を拓く豊かな人間性の実現」に向け、平成27年度からスタートした3期9か年の学校教育分野の実施計画。3期目となる「第三期しなのきプラン」は令和3～5年度までの3か年計画となっている。<https://www.city.nagano.nagano.jp/gakukyou/104352.html>

7 標準学力検査（NRT）：学習指導要領に準拠した問題で、全国基準に照らして基礎学力保障についての実現状況を客観的に把握し、学習指導の改善に生かすために実施している検査

8 全国調査：全国学力・学習状況調査（文部科学省）と全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）のこと。全国的な児童生徒の学力や体力の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施している調査

9 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。

- ・学校図書館法の一部改正を踏まえ、学校図書館の役割として、これまでの「読書センター」としての役割に加え、アクティブ・ラーニング¹⁰や探究的な学び¹¹等に対応した「学習センター」、子どもたちの情報活用能力を育成する「情報センター」としての役割も果たせるよう、整備を進めています。
- ・心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動していくように、子どもが運動することの楽しさや心地よさを実感できるような発達段階に応じた多様な運動機会を提供しています。
- ・子どもの体力の向上に向けて学校独自の運動や運動遊びの環境づくりを推進しています。また、運動や運動遊び、体育学習の指導を充実させるために、教職員研修や実技講習会、体育授業への講師派遣等を実施し、運動習慣の定着や運動能力の向上に努めています。
- ・英語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、ALT（外国語指導助手 小学校10人、中学校10人）を配置するとともに、次代を担う子どもたちの国際感覚の醸成と異文化理解推進のため、姉妹都市である米国クリアウォーター市、友好都市である中国石家庄市との友好・親善関係を深めています。
- ・国際理解教育として、冬季オリンピック開催を契機に始まった国際交流事業「一校一国運動」に取り組む学校に対する支援を行っています。
- ・1人1台端末環境の実現といったGIGAスクール構想¹²の推進により、子どもがインターネットを利用する機会が増えることから、インターネットの適正利用に関する啓発等、情報モラル教育の更なる充実が求められています。
- ・多様な他者を大切にする子どもを育むために、柔軟な校内体制を整備したり、外部との連携を推進したりすることを通じて、他者との対話や交流等の機会を保障し、学校の多様性と包摂性を一層高めていく必要があります。

目指す内容

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、ICT機器の活用等による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進、地域社会との協働を含めたカリキュラム・マネジメントの実現等により、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を目指します。

¹⁰ アクティブ・ラーニング：教職員による一方的な講義形式の授業のような学習者の受動的な学びではなく、学習者が自ら主体的に取り組む学び

¹¹ 探究的な学び：子ども自らが課題を設定し、その解決に向けて情報収集や整理・分析をしたり、他者と協働したりしながら自ら考える力を育てていく学び

¹² GIGAスクール構想：Global and Innovation Gateway for Allの略で、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成していく教育環境を実現させる施策



■ 施策1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実

●主な取組状況等

- 市立長野高等学校では、進学型の総合学科として、生徒が自分の将来に対する自覚を深め、個々の進路に向けた学習を主体的に選択できる系統的・実践的な学習指導を実施しています。また、キャリア教育を重視し、体系的・探究的な学びである「翼プロジェクト」を大学等の外部人材とも連携しながら推進し、基礎的・汎用的能力や自分の未来の創造につながる力を育んでいます。
- 市立長野高等学校では、部活動を通じて健康な心身を育成し、自己の技能を磨くだけでなく、協働の精神のもとで思いやりの心をもちながら周囲に対する気配りができる生徒を育成しています。運動部では競技力の向上を、文化部では自己の感性を磨き、技術力・表現力の向上を目指しています。
- 市立長野高等学校では、キャリア教育の一環として海外派遣の機会を充実させ、研究テーマをもった英語力の高い生徒を海外へ派遣しています。帰国後はレポートを冊子にまとめて発表し、校内で海外派遣の経験を共有するよう取り組んでいます。国際交流を通じて語学研修だけでなく、異文化理解や国際的な視野を持つ機会の提供を推進しています。
- 学校法人等が行う教育施設の拡充、大規模施設の整備、学科新設等に要する経費に対する補助を行い、大学・専門学校等高等教育機関の教育環境の充実を支援しています。

目指す内容

総合学科としての市立長野高等学校の特長を生かして、学習活動、部活動、国際交流など特色ある教育を充実させ、活力と魅力あふれる高等学校づくりを進めます。

また、大学・専門学校等高等教育機関との協働を通じて、持続可能な社会の創り手となるような高度で専門性を持った人材の育成を長野市全体で目指します。

■ 施策1-2-4 幼・保・小・中・高の連携の推進

●主な取組状況等

- 「学びの入口」として重要な乳幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性の視点を踏まえた「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に基づく取組を行っています。(再掲)
- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が、願う子どもの姿を共有しながらカリキュラムづくりに取り組んでいます。(再掲)
- 幼稚園・保育所・認定こども園では、就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応し、幼児期の育ちや学びを小学校教育につなげるためのカリキュラムづくり(アプローチカリキュラム)を進めています。(再掲)
- 小学校では、子どもが幼稚園・保育所・認定こども園などで経験した遊びや生活を育ちや学びの基盤として、主体的に自己を發揮し新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムづくり(スタートカリキュラム)を進めています。(再掲)

- ・子どもたちが、遊びを通じて運動の楽しさを味わい運動能力を高めていくために、幼・保・小が連携して「運動と遊びのプログラム」に取り組んでいます。(再掲)
- ・小学校から中学校への進学時の支援に有効な情報共有や引継ぎを確実に行うこととした「移行支援会議」を開催・運用するなど、小学校や中学校の教職員が連携することで、新しい環境での学習や生活にスムーズに移行できるような体制づくりを進めています。

目指す内容

「子どもの育ち」を大切にした幼・保・小・中の一貫性のある連携教育と高等学校への接続を重視しながら、「遊び」や「生活」を通した学びの基礎力、夢や目標を持ち努力し続ける力など、社会的・職業的自立に向けて基盤となる自律心や創造性の育成を目指します。

■ 施策1-2-5 家庭・地域・学校の協働の推進

●主な取組状況等

- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育・保育について、家庭、地域、教育・保育施設、学校と連携・協働した取組を充実させています。(再掲)
- ・小・中学校における「長野市コミュニティスクール」¹³の導入を通じて、家庭・地域・学校の役割を明確にしながら協働していく取組を進めています。
- ・子どもたちの豊かな成長を支えていくために、PTA等が企画した各種催しに対して補助金を交付し支援を行っています。
- ・発達段階に応じた小・中・高のキャリア教育の向上を図るために、産・学・官・公・民が連携しながら、キャリア教育支援懇談会の開催、キャリア教育に関する教職員研修の実施、実践研究の推進、高校生の探究的な学びに対する支援、職場体験学習の情報提供等を行っています。
- ・キャリア教育の視点を取り入れた「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実践を推進するために、中学校の職場体験学習において事前・事後指導の充実を図っています。
- ・中学生期の文化・スポーツ活動の充実を図るために、地域や関係諸団体と協働しながら、学校の部活動に代わる活動の場を構築していく取組を進めていく必要があります。

目指す内容

「社会に開かれた教育課程」を実現するため、子どもたちが未来を切り拓くために求められる資質・能力とは何かを地域社会と共有した上で、家庭・地域・学校の役割を明らかにしながら、子どもたちの豊かな成長を支える学習環境を協働して構築していくことを目指します。

¹³長野市コミュニティスクール：学校・保護者・地域住民が運営委員会を組織し、子どもたちの育ちについて地域と学校が共に話し合い、それぞれの役割を明確にしながら、豊かな成長を支えていく「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み



■ 施策1-2-6 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進

●主な取組状況等

- ・全ての子どもたちに多様性ある集団の中での学びを実現するために、「少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について」(答申)¹⁴に沿った学校間連携等の支援を行っています。
- ・「答申」について、検討委員会及び長野市議会の小・中学校の在り方調査研究特別委員会委員長報告を踏まえた上で、未就学児を含めた小・中学校の保護者に対して丁寧な説明を行うとともに、地域の理解も得ながら「答申」の具現化に向けた対話を進めています。

目指す内容

子どもたちの発達段階を踏まえながら多様性ある集団で学び合える豊かな学習環境を構築していくために、「少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について」(答申)に沿った取組を進め、新たな学びの場の創造を目指します。

基本施策1-3

インクルーシブな学校づくりの推進

全ての子どもたちが、互いに認め合い学び合う包摂的（インクルーシブ¹⁵）な学校づくりを推進していきます。

子どもや家庭が抱える課題が多様化・複雑化する中で、個々の実態に応じた相談体制や支援体制の充実を様々な機関と協働して図るなど、一人一人を大切にする教育を一層推進していきます。

インクルーシブな学校づくりは、SDGsで掲げる持続可能な世界を実現するためのゴールの一つである「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育の提供を目指す」という理念にも通じています。

基本施策の目指す内容

子どもの個性を尊重し、互いに認め合い学び合うインクルーシブな教育を実現するため、様々な機関と協働しながら、個に応じた多様な学びの場や多様な他者との交流の機会を提供するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を目指します。

14 「少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について」(答申)：長野市活力ある学校づくり検討委員会から平成30年6月に示された答申 <https://www.city.nagano.nagano.jp/site/ikentoukouboseido/414275.html>

15 インクルーシブ：「包摂的な」「包括的な」「包み込む」という意味。「インクルーシブ教育」とは、多様なニーズのある子どもが、その能力を可能な限り発達させられる教育の場を提供し、全ての子どもが共に学ぶ教育のことを指し、共生社会の実現を目指す。

■ 施策1-3-1 一人一人を大切にし互いを認め合う教育の推進

●主な取組状況等

- ・気持ちや行動を自律的に調整し、身近な人々と折り合いを付けながら、自らの力を十分に発揮した生活を創っていく子どもを育むために、一人一人が大切にされ互いに認め合えるインクルーシブな学校づくりを進めています。
- ・共生社会の実現に向けて、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小・中学校に副学籍を置きながら同年代の子どもたちと共に学ぶ体制を構築しています。
- ・人権教育や道徳教育を通じて、障害者や高齢者の人権、性の多様性等の人権課題について学ぶ機会を充実させることで、児童生徒の人権感覚を磨き、深く豊かな人間性を育む取組を推進しています。
- ・いじめを許さない学級や学校づくりのために、人権教育や道徳教育、「S O S の出し方に関する教育」の充実に努めているとともに、いじめの未然防止や早期発見・対応を図るために、専門機関等との連携を強化しています。
- ・いじめ防止対策推進法に基づき、学校では「学校いじめ防止等のための基本的な方針」、市教育委員会では「いじめ防止等のための基本的な方針」に沿った対応を推進しています。また、いじめ事案については、「長野市いじめ問題対策連絡協議会」を通した関係機関・団体との連携、深刻化している事案については「長野市いじめ問題調査・解決チーム」と連携した対応を図っています。
- ・多様な他者を大切にする子どもを育むために、柔軟な校内体制を整備したり、外部との連携を推進したりすることを通じて、他者との対話や交流等の機会を保障し、学校の多様性と包摂性を一層高めていく必要があります。 (再掲)

目指す内容

全ての子どもたちが互いに認め合い学び合う集団をつくるため、いじめ問題の未然防止や早期発見・対応を図るとともに、人権教育・道徳教育の一層の充実を目指します。

■ 施策1-3-2 特別支援教育の充実

●主な取組状況等

- ・一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うための特別支援教育支援員の学校配置のほか、学校を訪問して指導・助言を行う特別支援教育巡回相談員の派遣、新增設の特別支援学級に対する施設整備（備品購入等）を行っています。
- ・障害のある児童生徒が適切な指導・必要な支援を受けられるよう、学識経験者や専門医等で構成される教育支援委員会において就学判断を行うとともに、就学判断後のフォローアップを行っています。
- ・発達障害のある児童生徒をはじめ、医療的ケアなどの特別な支援を必要とする児童生徒への対応をより一層充実させていく必要があります。



目指す内容

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、連続性のある多様な学びの場を提供するなど、障害のある児童生徒の能力と可能性を伸ばせる学習環境を目指します。

■ 施策1-3-3 多様な子どもや家庭に対する支援の充実

● 主な取組状況等

- ・個別支援の充実、学級づくり、不登校やいじめの防止のために重要な児童生徒の理解を促進するため、他者からの影響だけでなく、自律心も測ることのできる本市独自の質問紙調査「しなのき児童生徒意識アンケート」を小学校5・6年生、中学校1・2年生で実施し、指導に生かしています。
- ・教育相談担当指導主事のほか、スクール・カウンセラー¹⁶やスクール・ソーシャルワーカー¹⁷を小・中学校に派遣し、福祉・医療関係機関と連携した登校支援を行っています。
- ・不登校児童生徒の社会的自立のために、中間教室¹⁸に担当指導主事と適応指導員を配置し、生活習慣の改善や学びの保障を図っています。また、フリースクール¹⁹等民間施設や団体と連携・協働し、情報共有しながら、支援の充実を図っています。
- ・外国籍等児童生徒への日本語指導・生活指導の充実を図るため、市内の8校（芹田小学校、徳間小学校、松ヶ丘小学校、篠ノ井西小学校、柳町中学校、裾花中学校、犀陵中学校、篠ノ井西中学校）に日本語指導教室を設置し、日本語指導センター校の指定や日本語巡回指導員等の派遣などを行っています。
- ・長野県国際化協会による「日本語学習コーディネート事業」を活用し、日本語指導の必要な児童生徒の学習支援を行っています。
- ・学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費や給食費等の援助を行っています。
- ・経済的な理由で高等学校等での就学が困難な学生を支援するために、奨学金の貸付を無利子で行っています。
- ・市民活動団体等と協働し、子ども食堂など多様な子どもの居場所づくりを進めています。
- ・福祉・医療関係機関との連携を進めていくために、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを中心とした支援体制の確立を図る必要があります。特に、

16 スクール・カウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置された臨床心理を専門とする心理師(士)。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを担当する。

17 スクール・ソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する社会福祉の専門家

18 中間教室：不登校傾向又は不登校状態にある児童生徒のための施設で、基本的生活習慣の改善、情緒の安定、集団生活への適応、学習等の相談・指導を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて、個々の実態に応じた支援を行う。

19 フリースクール：不登校の児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動などをを行うことを目的とした民間団体・企業やNPO法人等によって運営されている施設

社会的援助を必要とする家庭が増えていていることから、スクール・ソーシャルワーカーの活動時間の拡充を図る必要があります。

- 生活保護世帯・生活困窮世帯や、ひとり親家庭の児童生徒に対して、学習習慣や基礎学力の定着・向上のための学習支援を充実させていく必要があります。
- 外国籍等児童生徒への日本語指導・生活指導については、多言語化の傾向が進む中、市内で話者の少ない言語を指導できる巡回指導員等の人材確保が困難になっています。

目指す内容

全ての子どもたちが等しく教育を受け主体的に社会参画できる環境を構築するため、関係機関との協働による相談体制や個々の実態に応じた支援体制を整備します。

基本施策1-4

安全・安心で健やかな成長を支える学習環境の整備

令和元年東日本台風災害や新型コロナウィルス感染症の流行という未曾有の事態を受け、子どもたちの命と健康を守るために学校の危機管理体制や保健管理体制の充実が一層求められています。また、子どもたちの健やかな育ちのためには、日常の健康管理や安全な食の提供も欠かせません。家庭・地域・学校の協働を通じて、子どもたちを守る学校安全・学校保健に関わる環境の整備を進めています。

基本施策の目指す内容

学校安全・学校保健に関わる環境の整備を進め、子どもたちが安心して健やかに学習できる、安全・安心な学習環境を目指します。

■ 施策1-4-1 安全・安心な学習環境の整備

● 主な取組状況等

- 市立の学校施設の耐震化対策は、令和2年度末に全ての施設で構造体の耐震化が完了しています。屋内運動場の吊り天井等の非構造部材の耐震化対策についても概ね対策工事が完了しています。今後は、令和3年2月に策定した長野市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策・長寿命化対策を進めています。
- 過去の災害を教訓に、各学校の学校安全計画や危機管理マニュアルをより実践的なものとなるように絶えず見直し、様々な状況を想定した避難訓練や引渡し訓練などを実施したり、防災マイ・タイムラインを作成したりするなど、安全防災教育の充実に取り組んでいます。
- 登下校時や休日における自然災害の発生や避難が必要になったときの対応など、様々な状況を想定した実践的な安全防災教育を、家庭・地域・関係機関との連携・協働により進めています。



- ・学校・地域の実情に合わせた交通安全教室や不審者の侵入に対応した防犯訓練などを実施し、児童生徒が安全や防犯についての正しい知識と対処方法を身に付けられるよう指導を行っています。
- ・自分の身は自ら守ることができるよう、様々な交通事情に的確に対応する判断力や行動力を育てるとともに、多様化する犯罪に巻き込まれないようにするための正しい知識や対処方法に関する学習をより一層進めていく必要があります。
- ・「学校安心・安全ネット」の運用により、不審者や危害獣等に関する情報を保護者等にメールで配信しています。

目指す内容

老朽化した施設の計画的改修や長寿命化を進めるとともに、地震・火災等に備えた安全防災教育や避難訓練を実施し、災害時等の危機管理体制を整えます。また、交通安全教室や防犯訓練等を実施することで、自分の身は自ら守るという意識を高め、地域における交通安全対策や、不審者や犯罪に対する対策を柱とした環境を整備し、家庭・地域・学校の連携・協働により、子どもたちが安心して学習できる安全な学習環境を目指します。

■ 施策1-4-2 健康の保持・増進

●主な取組状況等

- ・児童生徒を対象とする学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、疾病の早期発見と予防による健康の保持・増進を図っています。
- ・安全・安心な給食を提供するため、学校給食センター及び学校給食共同調理場の施設や設備機器の維持修繕・更新を行っています。
- ・学校での食物アレルギー対応や給食のアレルギー対応食提供などを適切に行うため、長野市教育委員会の「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針 食物アレルギー対応マニュアル」に基づく対応を行っています。
- ・給食センターの栄養教諭等が学校を訪問する食育指導の実施や、家庭向けの「食育だより」の発行など、家庭に対する啓発を行っています。
- ・地域食材の使用割合を高めるため、地域食材の利用促進に向けた検討を庁内関係課・関係機関と連携しながら進めています。
- ・新たな感染症等への予防対策を習慣化するため、保健指導のほか、体育・保健体育、道徳など、他の教科と連携した取組を進めていく必要があります。

目指す内容

健康教育の推進、健康診断の充実、適切な環境衛生検査の実施、新たな感染症予防対策等の習慣化、安全・安心な給食の提供、食育指導など、子どもたちの健やかな育ちを支える学習環境を家庭・地域・学校が連携・協働して構築していくことを目指します。

基本的方向 ②

共に学び合い育ち合う地域づくりの推進

基本施策2-1

協働を通じた教育力の向上

教育の原点として家庭教育は大変重要です。しかし、近年、共働きや核家族化など、家族の形態が変わることにより子育てに関する不安や孤立を感じたり、基本的生活習慣などに課題を抱えたりするなど、家庭の教育力の在り方自体に変化が生じてきています。また、地域社会が変容してきている中で、家庭や地域が子どもたちの教育に果たす役割をそれぞれの立場からより一層深く考えていくことが求められています。家庭、地域、教育・保育施設、学校が互いに自らできることで協働することにより、家庭や地域の教育力の向上を図り、子どもの社会性を育み、健全育成に取り組みます。

■ 基本施策の目指す内容

家庭、地域、教育・保育施設、学校の協働を進め、子どもたちと共に見守り育てる環境を目指します。

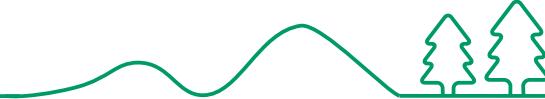
基本的な生活習慣や豊かな情操を培う場である家庭の教育力の向上を図るため、各種取組を充実していくとともに、子どもを育てる親が互いに支え合い学び合える場を提供します。また、子どもたちが社会性を身につけられるよう地域の教育力の向上を図り、家庭教育力の向上につなげていきます。

■ 施策2-1-1 家庭の教育力の向上

● 主な取組状況等

- ・全ての市立公民館・市交流センターにおいて親子の学びをテーマにした「親子学級」を実施するなど、親子で学べる場の充実を図っています。
- ・長野市PTA連合会・長野市校長会・長野市教育委員会が「長野市大人と子どもの心得八か条」²⁰「インターネット利用啓発運動」を協働して推進するなど、家庭の教育力の向上に向けた取組を進めています。
- ・家庭の教育力の向上を目指す研修会の開催を促すために、研修会を開催した小・中学校PTAに報奨金を交付しています。
- ・「第三次長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進施策を進めています。(再掲)

²⁰長野市大人と子どもの心得八か条：長野市PTA連合会が中心となって、長野市校長会と長野市教育委員会が提唱している家庭教育力向上運動で、大人も子どもも元気よくあいさつを交わしたり、感謝の言葉を伝えあったりしましょう、など8つの呼びかけをしている。



- ・赤ちゃんの豊かな心の成長と、家族との絆を深めるきっかけを提供する「おひざで絵本」²¹事業を実施しています。
- ・7～8か月児健康教室において、「家庭の学び講座」として子育ての重要なポイントを分かりやすく解説したリーフレットを保護者に配布・解説しています。

目指す内容

学校PTAや市立公民館・市交流センター等における地域主催の家庭教育講座の開催・参加を促すとともに、親子学級など、親子で学んだり親同士が学び合える場を提供したりすることで、家庭の教育力の向上を目指します。

また、子どもたちの興味・関心や発達の状態に応じた支援を関係機関が協働して行い、家庭での教育に必要な情報等を提供することで、子どもたちの人格形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。

■ 施策2-1-2 地域の教育力の向上

● 主な取組状況等

- ・これから地域社会には、孤立化する家庭を支え、子どもたちを見守り育てていく意識を高めていく役割が求められます。
- ・地域における子どもの体験活動の機会を増やしていくために、住民自治協議会²²や子ども会、育成会などが実施する地域の子どもたちの異年齢集団活動や、地域の子どもたちと地域の大人が広く世代間交流できる活動に要する経費の一部を補助する「子どもわくわく体験事業補助金」を交付しています。
- ・子どもたちが野外で五感を使って活動する場が減少していることから、地域主体で実施する子どもたちの体験事業を支援していく必要があります。
- ・子どもの自主性や社会性を育て、問題に直面したときに自ら解決する力を培い、社会的役割や責任の自覚を促すため、子ども会リーダーの養成などを通して子ども会活動の支援を行っています。

目指す内容

地域において、子どもたちを見守り育てる意識を高めるとともに、子ども会活動を通した体験活動、学校の教育活動に対する支援を行うことで、地域の教育力の向上を目指します。

21 おひざで絵本：市内在住の1歳未満の赤ちゃんと保護者に、豊かな心の成長と、家族との絆を深める一つのきっかけづくりとして絵本をプレゼントする事業

22 住民自治協議会：良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている住人の自主的な団体で、住民の福祉の増進に向かって市と協議する関係にある団体のこと。

基本施策2-2**協働を通じた地域づくりの推進**

家庭、地域、教育・保育施設、学校並びに事業所等と連携・協働し、子どもの育ちを地域全体で担っていく体制づくりに取り組みます。

また、安全・安心な放課後等の子どもたちの居場所を確保し、学びや交流の場を提供するため、放課後子ども総合プランを実施しています。

■ 基本施策の目指す内容

家庭、地域、教育・保育施設、学校、事業所との連携・協働を促進し、地域全体で子どもたちを見守り育てる環境づくりを目指します。

■ 施策2-2-1 協働を通じた地域づくりの推進**● 主な取組状況等**

- ・小・中学校における「長野市コミュニティスクール」の導入を通じて、家庭・地域・学校の役割を明確にしながら協働していく取組を進めています。（再掲）
- ・子どもたちの豊かな成長を支えていくために、PTA等が企画した各種催しに対して補助金を交付し支援を行っています。（再掲）
- ・学校教育活動に対する理解を深めるため、学校の特色ある活動や子どもたちの様子等について住民自治協議会役員と学校職員が懇談する機会を設ける地区や、学校と連携して子どもの作文や標語、ステージ発表などを行う青少年健全育成関係住民大会を開催している地区があります。
- ・地域での巡回指導活動や声掛けなどを住民自治協議会等と協働し、青少年の非行・被害の防止に取り組んでいます。
- ・青少年に悪影響を及ぼすおそれのある環境から青少年を守るため、店舗における有害図書類の取扱いの有無や陳列方法が適正かどうかなどについて、継続的に情報確認を行っています。
- ・学校行事等への保護者の参加を促すために、保護者の勤務先等である事業所の理解を促進していく必要があります。
- ・地域における子どもの体験活動の機会を増やしていくために、住民自治協議会や子ども会、育成会などが実施する地域の子どもたちの異年齢集団活動や、地域の子どもたちと地域の大人が広く世代間交流できる活動に要する経費の一部を補助する「子どもわくわく体験事業補助金」を交付しています。（再掲）



目指す内容

コミュニティスクールの取組をはじめ、家庭・地域・学校の役割を再認識しながら、地域に開かれた学校づくりなど地域との連携・協働を推進するとともに、保護者の勤務先である事業所の理解を促進し、協働して子どもたちを見守り育てていく地域づくりを進めます。

■ 施策2-2-2 放課後対策の充実

● 主な取組状況等

- 放課後等の児童の安全・安心な居場所を確保するために、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に基づく「放課後子ども総合プラン」を全54小学校区で導入しています。
- 利用を希望する全ての児童に放課後等の安全・安心な居場所を提供するためには、放課後等に余裕がある教室の活用を更に進めていく必要があります。
- 個々の児童に応じた支援、小学校や関係機関との連携、多様な学びや体験の提供等を更に充実させていくために、サービスを維持・向上できる運営体制の再構築を進めていく必要があります。

目指す内容

子どもの遊びや学習、スポーツや文化活動等を支援するアドバイザーの活用、小学校施設の活用など、学校と地域との協働を通じて放課後等に安全・安心な遊びの場や生活の場を確保するとともに、多様な体験活動や交流等の機会を提供することで、子どもの自主性・社会性・創造性の向上を図ります。

基本的方向 ③

生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

基本施策3-1

豊かな生活につながる生涯学習・社会参画の推進

生涯学習センターや市立公民館・市交流センターなどにおいて、市民の様々な学習意欲に応える各種講座を開催しているほか、学習の成果を生かせる場を提供しています。生涯にわたって学ぶことは豊かな生活につながることになるため、「第三次長野市生涯学習推進計画」に基づき、各種講座の内容をより一層充実させ、生涯学習・社会参画の推進に取り組みます。

基本施策の目指す内容

「人生100年時代」の到来を迎えるにあたり、持続可能なまちづくりを進める必要があることから、各種講座などを通じて、市民が互いに高め合うとともに、生涯学習を通じた人とのつながりや学習の成果を社会や地域の中で生かし、住民主体の活力ある地域づくりにつなげるまちを目指します。

また、国際交流を通じて市民の国際感覚を高めるとともに、日本や郷土の文化を学び、理解し、情報を発信することにより、多様な文化を尊重し合い、共生できる国際都市NAGANOを目指します。

■ 施策3-1-1 人権尊重・男女共同参画の推進

●主な取組状況等

- 市民対象の人権教育講座など、あらゆる差別を解消するための学習を市立公民館・市交流センターなどで行っています。
- 誰もが仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個々の状況に応じた多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた学習機会を提供しています。
- 子どもたちを見守り育てる大人（主に教職員・保護者）の人権感覚を高めるために、指導主事の学校訪問や教育センターでの研修、PTAに対する講演会等を実施し、啓発に努めています。
- 学校においては、いじめを許さない学級や学校づくりのために、人権教育や道徳教育の充実に努めています。
- 共生社会の実現に向けて、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小・中学校に副学籍を置きながら同年代の子どもたちと共に学ぶ体制を構築しています。（再掲）
- 人権教育や道徳教育を通じて、障害者や高齢者の人権、性の多様性等の人権課題について学ぶ機会を充実させることで、児童生徒の人権感覚を磨き、深く豊かな人間性を育む取組を推進しています。（再掲）



目指す内容

生涯学習をはじめ、教育のあらゆる機会を捉え、全ての人が人間として尊重され、共に心豊かな生活を送ることができるよう、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が対等なパートナーとして喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

■ 施策3-1-2 多様なニーズに応じた学びの機会の保障

● 主な取組状況等

- ・市民一人一人が、生涯のあらゆる場面で学びたいときに学ぶことができるよう、学習の場や機会の充実を図る必要があります。
- ・市の広報、地区内回覧、市のホームページ、生涯学習だより、公民館報や交流センターだよりなど、様々な方法を活用し講座等の学習情報を提供しています。
- ・教育機関等と連携し、学習者の幅広い要望に対応した学習機会の提供に努めています。
- ・市民の国際感覚の醸成に資するため、国際化に対応する事業を推進するとともに、国際交流事業に対する活動支援、イベント情報などの発信、国際交流コーナーの設置、国際交流イベントの開催、学校・サークル・イベントなどへの国際交流員の派遣等を行っています。
- ・外国籍の市民等に対して日本語を学習する機会を提供するとともに、日本語を指導するボランティアの育成を行っています。
- ・高齢者や障害者が使いやすいように、ユニバーサルデザイン²³や障害者差別解消法に基づいた施設整備を行い、洋式トイレやエレベーターを整備するなど、バリアフリー化を進めています。
- ・障害者手帳等の提示により、博物館等の入館料を免除しています。
- ・市立公民館・市交流センター等で生きがいづくり、健康づくり、地域活動のきっかけづくりを目的とする講座を開催することで、高齢者が豊かな経験や知識を生かし、地域社会に貢献できるよう支援しています。

目指す内容

学びへの関心を深めるよう分かりやすい学習情報の提供を目指します。

高度情報化、キャリア・アップ、リカレント教育²⁴、産業振興など、現代社会に対応した多彩な学びの充実や、健康な心身の育成を目的とした健康づくりの推進を図ります。また、環境・防災意識の高揚と消費者教育を推進するための学びの機会の充実を目指します。

²³ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいうようにデザインしていく考え方

²⁴ リカレント教育：経済協力開発機構(OECD)が提唱した生涯教育の一形態。学校教育を終えて社会の諸活動に従事してからも、個人の必要に応じて教育機関に戻り、繰り返し再教育を受けられる、循環・反復型の教育システム

学校や地域で、日本や長野の文化や歴史を学び、理解を深めるとともに、国際理解教育の充実により異なる文化を尊重する姿勢の育成を目指します。また、学校での日本語指導の充実や、日常の多言語での生活情報の提供などにより、外国人が暮らしやすい環境を目指します。

高齢者や障害者が生きがいを持ち、いきいきと生活できる学びの環境を目指します。

■ 施策3-1-3 共に学び合う人・まちづくりの推進

● 主な取組状況等

- 生涯学習を総合的・体系的に推進するため、生涯学習センターにおいて学習情報の提供を行っています。
- 教育機関等と連携し、学習者の幅広い要望に対応した学習機会の提供に努めています。
- 市立公民館・市交流センターで開催する成人学校・教養講座の修了者が、自主的なグループ・サークル活動に発展できるよう、助言や相談による支援を行っています。
- 講座やサークルの指導者として活躍している人や専門的な知識・技能を持っている人などに長野市生涯学習リーダーバンクに登録してもらい、市民の学習要求に応じた活動の場を提供しています。
- 生涯学習が住民主体の地域づくりにつながるよう、市立公民館・市交流センターを受託している指定管理者を支援しています。
- 地域の子どもと大人が一緒になって活動する体験事業を支援しています。
- 異年齢集団での活動を通じ、自主性、社会性を育てるために、子ども会活動への参加を奨励し、問題に直面したときに自ら解決する力を培い、社会的役割や責任の自覚を促す子ども会活動や子ども会リーダーの養成を行っていく必要があります。
- 地域ぐるみで学びや文化を支える取組を推進する必要があることから、「地域を知る」「地域のつながり」「地域で協力し合う」「地域で連携する」などの観点で地域に関する講座を企画・実施していく必要があります。
- 地域の拠点となる地域公民館の新築・改築・修繕等に対する補助金制度を設けて、地域住民の負担を軽減するなど、地域公民館の自主的かつ自発的な地域づくり活動を支援しています。

目指す内容

生涯学習を通じた人とのつながりや学習の成果を社会や地域の中に生かしていく機会を提供するとともに、住民主体の地域づくりを支援することで、長野市が市民、地域、学校と協働し、住み続けたくなるいきいきとしたまちづくりを推進します。



基本施策3-2

学びを支える生涯学習環境の充実

生涯学習センターをはじめ、市立公民館・市交流センター、市立図書館、博物館などの社会教育施設を生かし、生涯学習環境の充実に取り組みます。

基本施策の目指す内容

市立施設の利便性の向上を図り、誰もが生涯にわたりいつでもどこでも自由に学べる生涯学習施設が充実したまちを目指します。

■ 施策3-2-1 生涯学習センター・市立公民館・市交流センターの機能の充実 ■

● 主な取組状況等

- ・生涯学習センターでは、生涯学習の拠点として自主企画講座や共催講座を開催しているほか、学習室を貸出しています。
- ・市立公民館・市交流センターは、身近な学習施設として成人学校・教養講座のほか各種学級・講座を開催しているほか、生涯学習活動を行う団体等に学習室等を貸出しています。
- ・生涯学習センターは、多様化する市民の学習ニーズを捉え、生涯学習情報の提供や魅力的な自主企画講座の開催など、生涯学習の拠点施設としての役割を果たしていく必要があります。
- ・老朽化している市立公民館・市交流センターは、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に改修・整備を進める必要があります。
- ・「第三次長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進施策を進めています。（再掲）
- ・市民の身近で日常的なスポーツの場として、社会体育施設をはじめ、学校体育施設、市立公民館・市交流センター等を貸出しています。
- ・市立公民館・市交流センターが住民の生涯学習や地域活動の拠点施設としてより柔軟で魅力的な施設となるように運営方法を再検討する必要があります。

目指す内容

生涯学習センターや市立公民館・市交流センターの事業内容等の見直し、耐震補強や老朽化した施設の計画的な改修・整備を進めることで、生涯学習環境の充実を目指します。

■ 施策3-2-2 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実

● 主な取組状況等

- 市立図書館は、2つの本館（長野図書館、南部図書館）及び市立公民館・市交流センター28館に設置している分室のほか、移動図書館車が市内91か所を巡回しています。
- I Cタグを用いた図書館管理システムの構築をはじめ、電子書籍の導入など更なるI C T化の検討を進めていく必要があります。
- 「第三次長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進施策を進めています。（再掲）
- 長野市立博物館は、自然科学及び人文科学等に関する資料を収集、保管、展示とともに調査研究を行う施設として川中島古戦場史跡公園内にある本館・プラネタリウムのほか、分館として戸隠地質化石博物館、鬼無里ふるさと資料館、信州新町美術館・有島生馬記念館・信州新町化石博物館、付属施設として門前商家ちょっ蔵おいらい館、大岡歴史民俗資料館、中条郷土資料室があります。
- 旧松代藩の文化的遺産の保存活用を図るための施設として、真田宝物館、真田邸、文武学校、旧横田家住宅、象山記念館などがあります。
- 青少年教育施設として青少年鍊成センターがあり、集団宿泊や普段家庭や学校では得がたい体験の場を提供しています。

目指す内容

図書館サービスの向上、博物館の展示内容の見直しや多様な講座の開催等を通じて、生涯学習施設の充実を図り、生涯学習環境の充実を目指します。

基本施策3-3

魅力あふれる歴史文化遺産の保存と活用

市内には、指定・登録等がなされた文化財のほか、行政による保護措置が図られていない未指定文化財や、文化財が置かれている周辺環境も含め、多くの歴史文化遺産が受け継がれています。これらは、市の貴重な財産であることから、適切に保存を図ることで、次世代へ継承するとともに、魅力あふれるまちの地域資源として、積極的な活用を推進していきます。

基本施策の目指す内容

市内の歴史文化遺産の価値と魅力を広く共有し、次世代に継承していくことで、魅力あふれるまちづくりを目指します。



■ 施策3-3-1 文化財の総合的把握と継承

● 主な取組状況等

- 令和4年4月1日現在、市内には547件（国190、県58、市299）の指定等文化財があります。
- 令和元年東日本台風により水損し救出された歴史資料等の保全作業を実施しています。
- 指定等文化財の多くが過疎化や高齢化に伴う扱い手不足等の悩みを抱えており、適切に継承されるよう支援していく必要があります。
- 貴重な文化財の滅失・散逸等の防止に向けて、未指定を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握していく必要があります。

目指す内容

指定・登録等の有無に関わらず、市内に所在する文化財やその周辺環境を総合的に調査・把握し、文化財を適切に継承していきます。

■ 施策3-3-2 文化財の保存・活用の推進

● 主な取組状況等

- 史跡松代城跡では、平成27年の史跡追加指定範囲を中心に、丸馬出や三日月堀を備えた二の丸虎口をはじめ、土塁や外堀等を整備する第二期整備事業を実施しています。
- 史跡大室古墳群では、古墳の保存修理工事等を実施するとともに、学校等による史跡の利活用促進のため、大型バスの通行が可能なアクセス道路の整備を進めています。
- 戸隠重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物等の所有者が実施する修理修景事業に補助金を交付し、歴史的町並みの保存を図っています。
- 国宝善光寺本堂防災施設整備事業や重要文化財真田信之靈屋保存整備事業など、文化財の所有者が実施する事業に補助金を交付し、文化財の保存・活用を図っています。
- 文化財の保存・活用に関し、長野市が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した計画を作成する必要があります。

目指す内容

多様な主体と協働して文化財を地域資源として積極的に保存・活用することで、歴史と文化を生かした魅力あふれるまちづくりを推進していきます。

資料

長野市教育振興基本計画策定委員会への諮問・答申

長野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

第三次長野市教育振興基本計画の策定体制

第三次長野市教育振興基本計画の策定経過

長野市教育振興基本計画策定府内検討会議要綱

長野市教育振興基本計画策定に係る市民意見等募集

教育基本法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

長野市教育振興基本計画策定委員会への諮問

2 総第 748 号

令和 3 年 2 月 16 日

長野市教育振興基本計画策定委員会

委員長 荒井 英治郎 様

長野市長 加藤 久雄

長野市教育委員会

第三次長野市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、長野市教育の理念に掲げる「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」の具体化を図る指針となる第三次長野市教育振興基本計画を策定したいので、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 2 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

長野市教育振興基本計画策定委員会の答申

令和 4 年 1 月 28 日

長野市長 萩原 健司 様

長野市教育委員会 様

長野市教育振興基本計画策定委員会

委員長 荒井 英治郎

第三次長野市教育振興基本計画について（答申）

令和 3 年 2 月 16 日付け、2 総第 748 号で諮問がありましたのことについて、本策定委員会で慎重審議を重ねた結果、別冊のとおり決定しましたので答申します。



長野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

令和3年8月30日現在

| 役 職 | 所 属 等 | 氏 名 |
|-------|----------------------|---------|
| 委 員 長 | 信州大学教職支援センター | 荒 井 英治郎 |
| 副委員長 | 長野市 P T A 連合会 | 関 奈 美 |
| | 長野市 I C T 産業協議会 | 青 柳 和 男 |
| | 長野市社会教育委員会議 | 伊 藤 直 子 |
| | 長野市専修学校各種学校協会 | 岡 正 子 |
| | 長野市社会福祉協議会 | 上 條 徳 善 |
| | 長野市立公民館連絡協議会 | 小 池 英 樹 |
| | 公募委員 | 小 林 達 矢 |
| | 長野市校長会 | 篠 原 謙 治 |
| | 信州大学教育学部 | 下 山 真 衣 |
| | 長野市地方文化財保護審議会 | 玉 城 司 |
| | 長野市立図書館協議会 | 永 田 邦 和 |
| | 公募委員 | 羽 田 奈 緒 |
| | 長野県立大学グローバルマネージメント学部 | 馬 場 智 一 |
| | 公募委員 | 藤 澤 令 子 |
| | 長野市身体障害者福祉協会 | 松 本 紀 子 |
| | 長野商工会議所 | 水 野 雅 義 |
| | 長野市私立保育協会 | 峰 川 曜 見 |
| | 公募委員 | 村 田 みつ子 |
| | 長野市幼稚園・認定こども園連盟 | 和 田 典 善 |

長野市教育振興基本計画策定委員会専門部会別委員名簿

令和3年8月30日現在

※○印は部会長

● 第一部会（学校教育系）

| No. | 所 属 | 氏 名 |
|-----|-----------------|--------|
| 1 | 長野市ICT産業協議会 | 青柳 和男 |
| (2) | 信州大学教職支援センター | 荒井 英治郎 |
| 3 | 長野市専修学校各種学校協会 | 岡 正子 |
| 4 | 公募委員 | 小林 達矢 |
| 5 | 長野市校長会 | 篠原 謙治 |
| 6 | 長野市身体障害者福祉協会 | 松本 紀子 |
| 7 | 長野市幼稚園・認定こども園連盟 | 和田 典善 |

● 第二部会（子育て支援系）

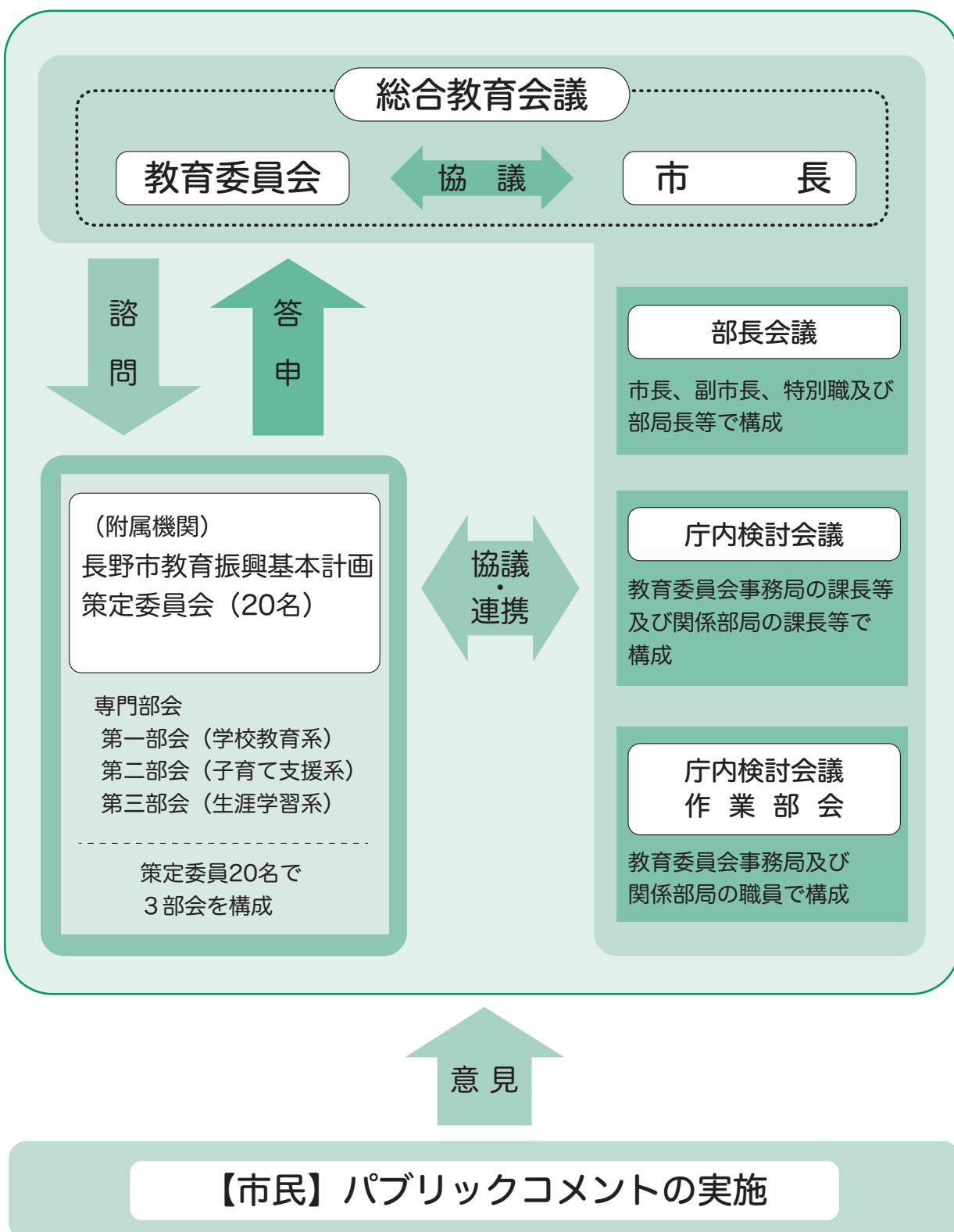
| No. | 所 属 | 氏 名 |
|-----|--------------|-------|
| 1 | 長野市社会福祉協議会 | 上條 徳善 |
| 2 | 長野市立公民館連絡協議会 | 小池 英樹 |
| (3) | 信州大学教育学部 | 下山 真衣 |
| 4 | 長野市PTA連合会 | 関 奈美 |
| 5 | 公募委員 | 羽田 奈緒 |
| 6 | 長野市私立保育協会 | 峰川 晓見 |

● 第三部会（生涯学習系）

| No. | 所 属 | 氏 名 |
|-----|----------------------|--------|
| 1 | 長野市社会教育委員会議 | 伊藤 直子 |
| 2 | 長野市地方文化財保護審議会 | 玉城 司 |
| 3 | 長野市立図書館協議会 | 永田 邦和 |
| (4) | 長野県立大学グローバルマネージメント学部 | 馬場 智一 |
| 5 | 公募委員 | 藤澤 令子 |
| 6 | 長野商工会議所 | 水野 雅義 |
| 7 | 公募委員 | 村田 みつ子 |



長野市教育振興基本計画の策定体制



第三次長野市教育振興基本計画の策定経過

| 年月日 | 会議等 | 内容 |
|------------------|-------------------------|---|
| 令和2年9月2日 | 教育委員会定例会 | ・教育振興基本計画策定の基本的な考え方、策定体制等について協議、決定 |
| 10月1日 | 部長会議 | ・教育振興基本計画策定の基本的な考え方、策定体制等について協議、決定 |
| 10月7日 | 総合教育会議 | ・教育振興基本計画策定の基本的な考え方、策定体制について協議、決定 |
| 11月 | 策定委員推薦依頼及び公募 | ・計画策定に有識者及び市民意見を反映させるため、策定委員会委員の選定 |
| 令和3年2月3日 | 教育委員会定例会 | ・策定委員会委員の委嘱について |
| 2月16日 | 第1回策定委員会 | ・委員の委嘱 ・諮詢 ・策定方針について |
| 3月24日 | 第2回策定委員会 | ・第二次計画の主な取組状況について ・専門部会について |
| 4月27日 | 庁内検討会議幹事会 | ・第二次計画の主な取組状況について ・計画策定の主旨と計画構成（案）について |
| 5月6日 | 庁内検討会議 | ・第二次計画の主な取組状況について ・計画策定の主旨と計画構成（案）について |
| 5月28日 | 第3回策定委員会 | ・計画策定の主旨と計画構成（案）について |
| 6月2日 | 教育委員会定例会 | ・計画策定の主旨と計画構成（案）について |
| 7月7日 | 教育委員会勉強会 総合教育会議 | ・計画策定の体制について ・計画策定の主旨と計画構成（案）について |
| 7月26日 28日 | 第4回策定委員会 【専門部会】 | ・計画施策体系（素案）について |
| 8月20日 25日・30日 | 第5回策定委員会 【専門部会】 | ・計画施策体系（素案）について ・計画（素案）について |
| 9月24日 27日 | 第6回策定委員会 【専門部会】 | ・計画（素案）について |
| 10月6日 | 教育委員会勉強会 | ・計画策定進捗の報告（計画施策体系素案・計画素案） |
| 10月15日 | 第7回策定委員会 | ・計画素案の決定、中間答申 |
| 11月5日 | 教育委員会定例会 | ・計画案の決定 ・市民意見等募集の実施について決定 |
| 11月22日 | 政策説明会 | ・計画案の決定 ・市民意見等募集の実施について決定 |
| 11月24日 | 総合教育会議 | ・計画案の決定 ・市民意見等募集の実施について決定 |
| 11月29日 | 部長会議 | ・計画案の決定 ・市民意見等募集の実施について決定 |
| 12月6日 ～1月5日 | 市民意見等の募集 (パブリックコメント) | |
| 令和4年1月5日 | 教育委員会勉強会 | ・市民意見等募集の実施状況について |
| 1月28日 | 第8回策定委員会 | ・市民意見等募集の結果について ・計画案の決定 ・答申 |
| 2月2日 | 教育委員会定例会 総合教育会議 | ・計画の決定について |
| 2月9日 | 臨時部長会議 | ・計画の決定について |
| 2月15日 | 政策説明会 | ・計画の決定について |



長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

平成27年3月27日長野市条例第3号

改正

平成27年7月1日条例第39号
平成28年3月30日条例第1号
平成28年6月30日条例第38号
平成29年3月30日条例第3号
平成30年3月28日条例第1号
平成30年12月20日条例第48号
平成31年3月29日条例第2号
令和元年12月20日条例第45号
令和3年10月1日条例第32号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

（特別委員及び専門委員）

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるとときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるとときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したとき、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長等）

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

【附則省略】

別表（第2条関係）

- 1 市長の附属機関【表省略】
- 2 教育委員会の附属機関【表省略】
- 3 市長等の附属機関【抜粋】

| 名 称 | 担任する事務 | 委員の定数 | 委員の任期 |
|------------------|---|-------|-------|
| 長野市教育振興基本計画策定委員会 | 市長等の諮問に応じ、長野市教育振興基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。 | 20人以内 | 2 年 |

長野市教育振興基本計画庁内検討会議要綱

(設置)

第1 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、教育振興基本計画の基本方針等について必要な事項を検討するため、長野市教育振興基本計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(任務)

第2 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育振興基本計画の基本方針、基本体系等に関すること。
- (2) 本市の教育の振興のための施策の現況に関すること。
- (3) その他教育振興基本計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3 検討会議は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は教育委員会事務局総務課長を、委員は別表第1に掲げる課等の長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第6 検討会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、検討会議に幹事会を置く。

2 幹事は、委員長のほか、別表第2に掲げる課等の長をもって充てる。

3 第5第2項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(作業部会)

第7 検討会議の検討事項に関する調査、研究、調整等を行うため、検討会議に作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、別表第1に掲げる課等の職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第8 検討会議の庶務は、教育委員会事務局総務課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

別表第1（第3、第7関係）

| | |
|-----------|----------------------------|
| 総務部 | 情報政策課 危機管理防災課 |
| 企画政策部 | 企画課 人口増推進課 |
| 地域・市民生活部 | 地域活動支援課 人権・男女共同参画課 |
| 保健福祉部 | 福祉政策課 生活支援課 高齢者活躍支援課 障害福祉課 |
| 保健所 | 健康課 |
| こども未来部 | こども政策課 子育て支援課 保育・幼稚園課 |
| 商工観光部 | 商工労働課 観光振興課 |
| 文化スポーツ振興部 | 文化芸術課 スポーツ課 |
| 都市整備部 | 都市政策課 交通政策課 |
| 教育委員会 | 学校教育課 保健給食課 家庭・地域学びの課 文化財課 |
| 教育機関 | 長野図書館 南部図書館 博物館 |

別表第2（第6関係）

| | |
|----------|----------------------------|
| 企画政策部 | 企画課 |
| こども未来部 | こども政策課 子育て支援課 保育・幼稚園課 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育課 保健給食課 家庭・地域学びの課 文化財課 |



第三次長野市教育振興基本計画に係る 市民意見等募集

第三次長野市教育振興基本計画（案）を公表し、意見を募集

- 募集期間 令和3年12月6日から令和4年1月5日まで
- 閲覧場所 市役所（教育委員会事務局総務課、行政資料コーナー）、各支所、各市立公民館・交流センター、長野市生涯学習センターの窓口、市ホームページ
- 意見等 7件（提案数 10件） 2人
- 意見・提案に対する市の考え方

| 対応区分 | 対応方針 | 件数 |
|------|---------------------------------|----|
| 1 | 計画案を修正・追加する。 | 0 |
| 2 | 計画案に盛り込まれてあり、修正しない。 | 2 |
| 3 | 計画案は修正しないが、今後の取組みにおいて検討又は参考とする。 | 8 |
| 4 | 計画案に含まない内容であるが、今後の参考とする。 | 0 |
| 5 | 計画案に関係しないご意見としてお聞きする | 0 |
| 合計 | | 10 |

教育基本法

(平成十八年法律第百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓（ひら）く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生



涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に

励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。
 (家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一條 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。



3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）」に改める。

一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条

二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第一条

三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第一条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第一条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第一条

六 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五条第二項」に改める。

一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十八条

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十七項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

最終改正：令和3年6月11日号外法律第六三号

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

【以下省略】

